

令和2年6月26日

市民及び事業所の皆様へ

小金井市長 西岡 真一郎

日頃より、当市のごみ行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年4月から本格稼働を開始した3市（日野市・国分寺市・小金井市）で構成する浅川清流環境組合の可燃ごみ処理施設では、排気ガスに含まれる水銀などの有害物質をできる限り排出しないために、国が定める環境基準よりも厳しい基準を設けて運営を行っています。

今回、可燃ごみの中に水銀を含むごみが混入していたことが原因で、浅川清流環境組合の定める公害防止基準値（50マイクログラムノルマルリューベ）を超える水銀濃度が一時的に測定されました。

この事態を受けて、浅川清流環境組合より適切なごみの出し方への指導、啓発の徹底等、再発防止に向けた厳しい指導がありました。

概要は、以下のとおりとなります。

今後、同じようなことを繰り返さないために、市民の皆様には、ごみの分別の徹底にご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 発生日時

令和2年6月16日（火曜日）午後11時37分

2 原因

可燃ごみ中への水銀混入

3 周辺的生活環境の被害の状況

煙突入口水銀濃度は、浅川清流環境組合の定める停止の基準には至っていないため、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

4 市民の皆様へのお願い

(1) 水銀は体に有害な物質のため、水銀製品は有害ごみとして、必ず分別して排出をお願いします。

(2) 水銀は、主に、蛍光灯や体温計・血圧計（銀色の液体が入っているもの）やボタン電池などに含まれています。蛍光灯が割れてしまった場合は、割れた蛍光灯を袋に入れ、封をしてから、有害ごみとして排出してください。

(3) 電池が取り外せない製品などは、「電池あり」と袋に表記し、燃やさないごみで出してください。

注記：赤や青の液体が入った温度計はアルコール液のため、燃やさないごみとして排出してください。

5 その他

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の排ガスに含まれる水銀濃度の基準値の一時的な超過については、浅川清流環境組合ホームページをご覧ください。